平成２５年（フ）第３８号
宮崎県えびの市大字栗下97番地３、住民票上の住所宮崎県えびの市大字永山418番地５
破産者　西田　茂一
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２号
北海道中川郡幕別町札内青葉町20番地の８
破産者　小松田光代（旧姓田村）
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
青森県八戸市大字大久保字町道10番地３、前住所青森県八戸市湊高台１丁目５番19号
破産者　安保　浩一
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
青森県八戸市大字大久保字町道10番地３、前住所青森県八戸市湊高台１丁目５番19号
破産者　安保　佳子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第７７６号
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　ハイム向台７号棟402号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区仏向西10番14号
破産者　原　　治子（旧姓高木）
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９８号
横浜市西区花咲町５丁目131番地４　グリフィン横浜桜木町11番館802号
破産者　池本　愛子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
神奈川県茅ヶ崎市高田３丁目６番12号
破産者　川村　祥三
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６号
横浜市磯子区丸山２丁目７番７号
破産者　笠原　　揖
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０９号
横浜市旭区中希望が丘188番地９
破産者　山崎　良夫
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７１号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目５番地の13　ハイツクライネ101
破産者　志水　公徳
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目６番34号　グランドガーデンルプラ105
破産者　栗野　　亨
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
静岡県浜松市南区恩地町216番地の４
破産者　松下　忠哉
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
山口県下関市秋根本町１丁目５番９号　コーポα301号
破産者　田中誠一こと　金　　淳
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
高知市曙町１丁目５番７号　２階、住民票上の住所高知市朝倉本町１丁目９番３号
破産者　加地　哲哉
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７５号
佐賀県唐津市厳木町本山89番地34
破産者　峰松　康隆
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１４号
福岡県北九州市小倉南区徳吉西３丁目３番７号　101
破産者　宗田　秀光
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１７１２号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番１―205号
破産者　中島　　基
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４９号
札幌市中央区南５条西12丁目1297番地　第２いろはマンション203号
破産者　高橋　理恵
1　決定年月日　平成26年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部